

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第19条第3項に規定する会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、社会福祉に関心を有し、協議会の趣旨に賛同して入会したものとする。

2 会員となる場合は、別記第1号様式による入会申込書を会長に提出するものとする。

(会員の区分)

第3条 会員を次のように区分する。

- (1) 個人会員 個人単位で入会した者
- (2) 団体会員 社会福祉関係機関及び団体、ボランティア団体、町会・自治会、商店会等で入会したもの
- (3) 施設会員 社会福祉関係施設で入会したもの
- (4) 賛助会員 企業等で入会したもの

(会費)

第4条 会費は年額とし、次の区分による。

- (1) 個人会員 1口 1,000円
- (2) 団体会員 1口 2,000円
- (3) 施設会員 1口 5,000円
- (4) 賛助会員 1口 3,000円

(会費の納入)

第5条 会員は、会費を7月31日までに納入するものとする。ただし、新たに入会する者は、入会申込書の提出と同時に会費を納入するものとする。

2 納入した会費は、過誤納の場合を除き返還しないものとする。

(会費徴収の取り扱い)

第6条 会費徴収の取り扱いについては、会計責任者が指定したものがこれを取り扱うこととする。

(会費の領収)

第7条 会費を領収したときは、別記第2号様式による領収書を発行するものとする。

(退会)

第8条 会員は、次の各号の1に該当するときは退会したものとする。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 死亡、転出又は解散したとき
- (3) 2年間引き続いて会費の納入がないとき

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年4月1日施行の規程は、これを廃止する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

会員規程

附則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 5 月 19 日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。